

## 病院局寄附受納取扱要綱

平成17年5月23日

17川病総庶第156号

(趣旨)

第1条 この要綱は、病院事業に対して一般市民等から寄せられる寄附（臨床研究に係る寄附を除く。以下同じ。）の受納に関し、公正かつ適切に取り扱うため、必要な事項を定めるものとする。

(寄附申出書の提出)

第2条 寄附しようとする者は、病院局長（川崎病院又は井田病院に対し寄附をしようとする場合にあつては、当該寄附をしようとする病院の長。以下「病院局長等」という。）に寄附申出書（第1号様式）を提出するものとする。

(受納の決定)

第3条 受納の決定は、川崎市病院局事務決裁規程（平成17年3月31日病院局規程第4号）の定めるところによる。

(受納書の交付)

第4条 病院局長等は、寄附を受納した場合は、受納書（第2号様式）を寄附者に交付するものとする。

(寄附金品の管理)

第5条 病院局長等は、受納した寄附を適切に管理するため、寄附金品管理簿（第3号様式）を備えるものとする。

(寄附者への謝意)

第6条 寄附者への謝意については、市長名、病院事業管理者名及び病院局長等名の礼状をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、寄附者には、同項の礼状に代えて感謝状を贈呈することができる。

(1) 1回に300,000円以上の寄附のとき。

(2) 数次にわたる寄附の総額が300,000円に達したとき。

(3) その他特に必要と認められるとき。

3 礼状は受納月の翌月に、感謝状はその都度贈呈するものとする。

(事務)

第7条 寄附の受納に関する一連の事務は、原則として総務部庶務課（川崎病院又は井田病院に対する寄附である場合は、当該寄附を受ける病院の事務局庶務課）において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、寄附の受納に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則（平成17年5月23日17川病総庶第156号）

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則（平成19年6月29日19川病総庶第314号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川病総庶第2020号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日31川病総庶第2098号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日4川病総庶第1876号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。